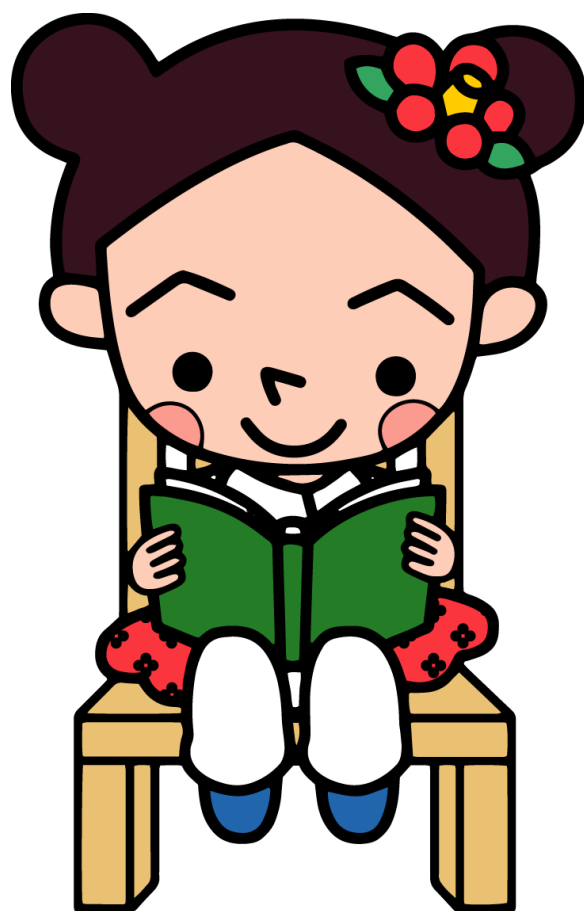


平成28年度
図書館要覧



筑紫野市民図書館

目 次

1. 筑紫野市の概要	2
2. 図書館の沿革・あゆみ	3
3. 施設の概要(館内配置図・移動図書館車「つくしんぼ号」)	5
4. 組織	7
5. 平成 28 年度利用状況	8
①蔵書構成	8
②本館	8
③移動図書館車「つくしんぼ号」	9
④全館総計	9
6. 事業報告	10
①図書館事業	10
②ブックスタート事業	12
③おはなし会	13
④子どもの読書活動推進事業	14
7. 平成 28 年度決算	15
8. 統計	16
①年度別利用者数・貸出冊数	16
②リクエスト	16
③移動図書館車「つくしんぼ号」 地区別利用状況	17
④相互貸借	18
⑤広域利用	19
⑥レファレンス	19
⑦団体貸出	20
⑧月別利用状況(詳細)	21
9. 筑紫野市立図書館設置条例	22
10. 筑紫野市立図書館設置条例施行規則	26

1. 筑紫野市の概要

福岡県の中央部、やや西よりに位置する筑紫野市。東西 15.9km、南北 14.1km に広がる市形は、蝶が羽を広げた姿に似ています。西が背振山系、東が三郡山系の一部をそれぞれ形成。平地は市域中央部に広がっています。中央部には平坦地ながらも分水嶺を抱え、御笠川・那珂川水系は北流し博多湾へ、宝満川水系は南流し有明海へそれぞれ注いでいます。

地勢上の特性も影響し、筑紫野市の主要交通体系は市域中央部に南北方向のものが収束する形態を取っており、国道3号や JR、西鉄の鉄道路線などが広域交通体系上の中核的役割を果たしています。鉄道は二日市—福岡間を 12 分から 30 分程度で結び、道路交通には九州自動車道筑紫インターチェンジが設置されているという、利便性の高い交通条件下にあります。

筑紫野市の由来となる「筑紫(つくし)」は、古事記の国生み神話の中に、「筑紫(筑紫島)、身ひとつにして面四つ(筑紫国、豊国、肥国、熊曾国)」とあります。このことから「筑紫(つくし)」は古代九州の総称であることがうかがわれ、筑紫野市は、その中心的な存在であったといえます。

現在、筑紫野市の中心地、二日市からは、ぐるっと 360 度、見てよし、食べてよし、遊んでよし、休んでよしのさまざまな楽しみが広がっています。

平安時代にその歴史をさかのぼる古寺や万葉の碑。江戸時代の街道筋。四季折々の味覚。自然散策の散歩道。そして温泉。若い方はもちろん、ご年配の方やお子様を問わず、どなたにも楽しんでいただける魅力が満載です。



2. 図書館の沿革・あゆみ

昭和62年	6月 12月	筑紫野市まちづくりプロジェクト設置 筑紫野市まちづくりプロジェクトが「筑紫野市立図書館建設について」市長に提言書を提出
昭和63年	3月 9月	筑紫野市図書館建設・運営準備委員会を設置 筑紫野市議会図書館設置対策特別委員会が「図書館建設基本構想」を承認
平成元年	4月 7月 11月	教育委員会事務局に図書館準備室を設置 図書館新築工事起工式 移動図書館車の愛称が「つくしんぼ号」と決定(『広報ちくしの』12月1日号)
平成2年	3月 4月 7月 11月 12月	図書館新築工事等竣工 移動図書館車を新規購入(積載冊数約3,000冊) 筑紫野市立図書館設置条例施行 名称「筑紫野市民図書館」に決定 筑紫野市立図書館協議会規則、筑紫野市民図書館運営規則施行 移動図書館車「つくしんぼ号」発進式(市内35ステーションを巡回) 筑紫野市民図書館開館記念式典挙(11月3日) 移動図書館車「つくしんぼ号」に自動車電話を設置
平成4年	4月 9月	移動図書館車「つくしんぼ号」のステーションを市内37ステーションに増設 100万冊貸出記念セレモニーを催す(9月5日)
平成5年	5月	利用端末増設(合計2台)
平成6年	6月	200万冊貸出記念セレモニーを催す(6月11日)
平成7年	4月 11月	移動図書館車「つくしんぼ号」小学校巡回開始(2校) 不要雑誌無料配布開始
平成8年	4月 7月 8月	移動図書館車「つくしんぼ号」小学校巡回4校となる 利用者用CD-ROM端末機設置 福岡県図書館ネットワークへ加入
平成9年	2月 4月 5月	貸出利用者延べ100万人突破記念セレモニーを催す(2月13日) 移動図書館車「つくしんぼ号」小学校巡回7校となる 利用者端末増設(合計4台)
平成10年	4月	筑紫野・大野城・太宰府3市図書館相互利用を開始する
平成11年	2月	500万冊貸出記念セレモニーを催す(2月25日)
平成12年	2月 12月	筑紫野市立図書館協議会規則の一部改正 筑紫野市民図書館運営規則の一部改正
平成13年	4月	福岡都市圏(22市町村)図書館等広域利用開始 図書館開館時間一部延長及び一部祝日の開館を開始する
平成14年	12月	蔵書数の増大に合わせ、閉架書庫に中二階を増設
平成15年	2月	新移動図書館運用開始(蔵書3,000冊搭載可能)
平成16年	3月 6月 7月	独自ホームページ開設 利用者端末増設(合計8台) 空調設備修繕工事完了
平成17年	8月 9月	屋上防水改修工事終了 1,000万冊貸出記念セレモニーを催す
平成19年	11月 3月	児童コーナー窓ガラスコーティング工事 高圧受電設備補修工事

平成20年	6月 10月 12月	貸出・返却カウンター改修工事 ガス空調機取替工事 筑紫野市立図書館協議会規則の一部改正
平成21年	5月 6月	筑紫野市民図書館運営規則の一部改正 音楽画像コーナーマルチシステム取替工事
平成22年	5月 11月	図書館業務システム入替及びホームページ改正 ジュニアコーナー設置
平成23年	4月 5月 7月	筑紫野市立図書館設置条例施行規則施行 移動図書館車の運営に関する規則施行 筑紫野市民図書館資料の弁償に関する規程施行 筑紫野市民図書館対面朗読実施要綱施行 筑紫地区社会教育振興協議会図書部会幹事館就任 福岡県公共図書館等協議会福岡地区幹事館就任 市民図書館外壁等改修(~12月)
平成24年	2月 7月	筑紫野市子どもの読書活動推進計画策定 筑紫野市子どもの読書活動推進会議設置規則施行
平成25年	4月 9月 10月	貸出10冊制限を開始 市民対象の不用図書配布会を実施 今回をもって配布終了 市民対象の不用雑誌配布会を実施 今回をもって配布終了
平成26年	4月 12月	小郡市・筑前町との図書館相互利用を開始 月曜日の祝日開館を開始 筑紫野市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置条例施行
平成27年	1月 3月 6月	郷土の作家コーナー除幕式を催す(1月6日) 図書館開架書庫にAED設置 対面朗読室を授乳室として提供開始
平成28年	2月 5月 7月	第二次筑紫野市子どもの読書活動推進計画策定 筑紫地区社会教育振興協議会図書部会幹事館就任 筑紫野市こどもの読書活動推進計画策定委員会設置条例廃止
平成29年	3月	集会室空調改修工事完了

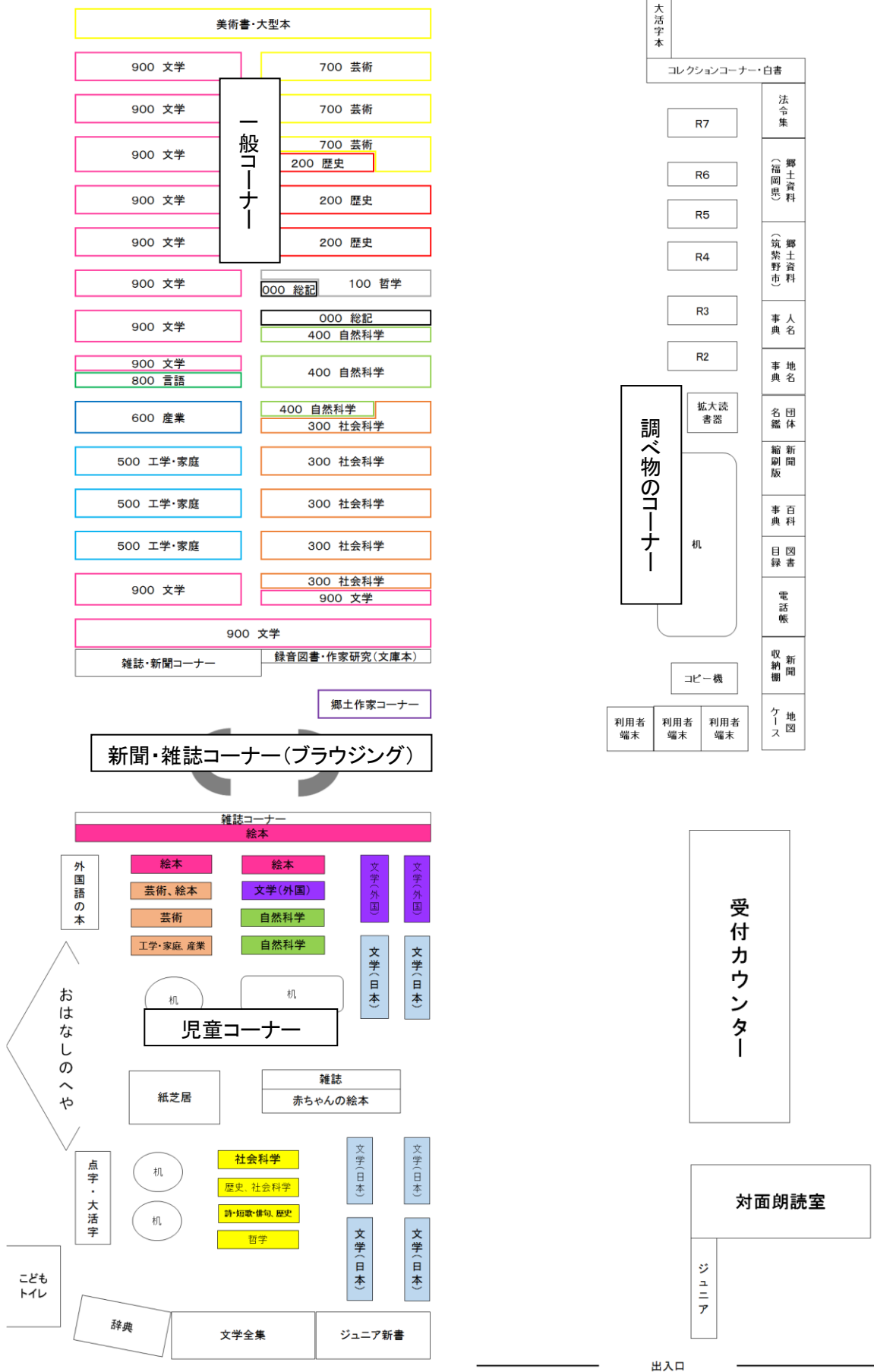


郷土の作家コーナー



ジュニアコーナー

3. 施設の概要



①所在地

〒818-0057 福岡県筑紫野市二日市南1-9-2

TEL 092(928)4343

②施設

当館は、延べ床面積約 2,213 m²、鉄筋コンクリート造り平屋建てのワン・フロアー図書館です。内部は大きくわけて、一般、児童、新聞・雑誌コーナー(ブラウジング)、調べものコーナー、おはなしのへや、対面朗読室、集会室から構成されています。

③開館時間

火曜日～木曜日、日曜日 10:00～18:00

金曜日、土曜日 10:00～20:00

④休館日

月曜日(祝日の場合、10:00～18:00 開館)

年末年始(12月28日～翌年1月4日)

図書館整理日(毎月最終水曜日)

特別整理期間

⑤貸出期間

	貸出数	貸出期間
本・雑誌・録音図書・紙芝居	10点まで	15日以内
視聴覚資料(CD・カセット・ビデオ・DVD)	3点まで	

⑥移動図書館車「つくしんぼ号」

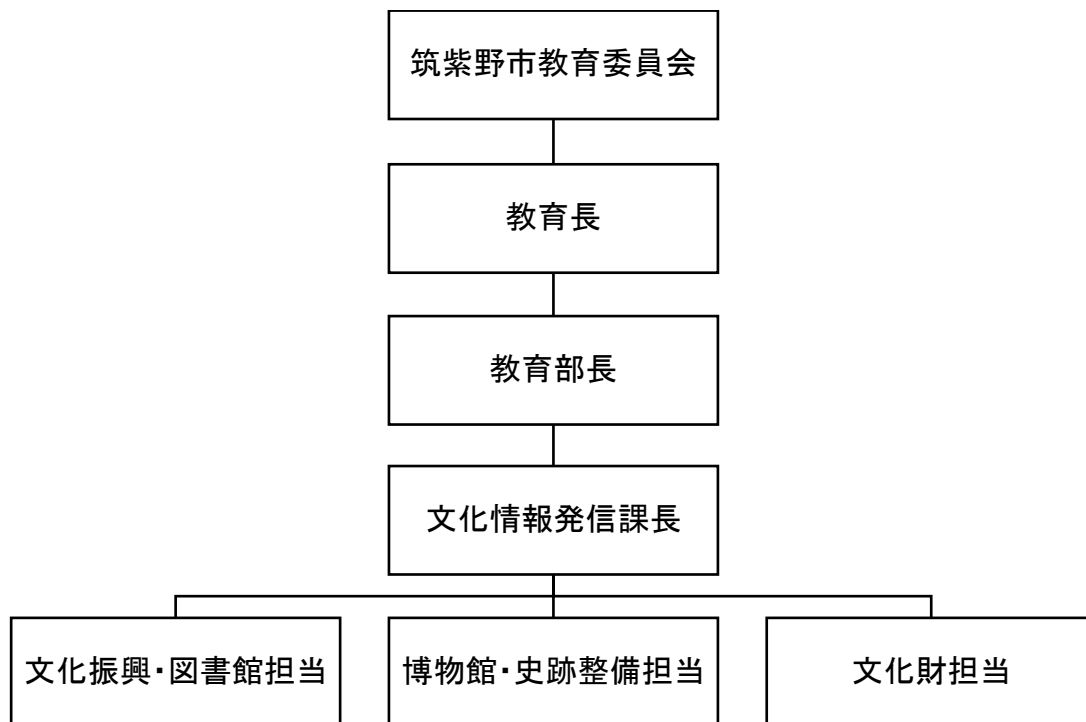
図書館は、“どこでも”“だれでも”気軽に利用できるよう、本館から地理的に遠いところを中心に、移動図書館車のステーションを39か所設置しています。

移動図書館車には、約3,000冊の図書資料が積載されており、図書館から離れている利用者に対してのサービスを行っています。



移動図書館車「つくしんぼ号」

4. 組織



職員：7名（うち嘱託職員2名）

図書館業務委託：
株式会社筑紫ビル管理

文化会館（指定管理）：
公益財団法人
筑紫野市文化振興財団

筑紫野市歴史博物館
五郎山古墳館（分館）



筑紫野市民図書館



筑紫野市文化会館



筑紫野市歴史博物館



五郎山古墳館

5. 平成 28 年度利用状況

①蔵書構成

(単位: 点)

	一般書	児童書	合計
0. 総記	6,548	470	7,018
1. 哲学	6,573	579	7,152
2. 歴史	18,579	2,039	20,618
3. 社会科学	28,872	3,057	31,929
4. 自然科学	13,814	4,889	18,703
5. 技術工学	19,478	1,978	21,456
6. 産業	6,929	1,109	8,038
7. 芸術美術	17,391	2,702	20,093
8. 言語	3,996	642	4,638
9. 文学	75,623	19,870	95,493
パンフレット	99	—	99
エプロンシアター	—	8	8
パネルシアター	—	153	153
絵本	—	25,907	25,907
紙芝居	—	1,580	1,580
布絵本	—	6	6
おはなし組木	—	8	8
合計	197,902	64,997	262,899

CD	7,001
カセットテープ	57
DVD	668
ビデオテープ	73
合計	7,799

一般書	197,902
児童書	64,997
視聴覚資料	7,799
雑誌	7,237
合計	277,935

備品(※)	29
総計	277,964

※備品は紙芝居用舞台など
上演で必要な道具をさす

②本館

	貸出冊数(点)	登録者数(人)	利用者数(人)	開館日数(日)
4月	57,763	192	14,889	25
5月	46,162	143	11,627	19
6月	48,547	198	12,143	20
7月	65,125	299	16,683	27
8月	58,267	234	15,094	25
9月	60,540	187	15,633	26
10月	60,219	168	15,561	26
11月	54,449	154	14,322	25
12月	52,265	128	13,443	23
1月	54,228	151	13,889	23
2月	56,290	165	14,702	23
3月	59,152	181	15,805	27
合計	673,007	2,200	173,791	289

③移動図書館車「つくしんぼ号」

	貸出冊数(点)	登録者数(人)	利用者数(人)	開館日数(日)
4月	1,819	14	382	17
5月	1,219	8	257	12
6月	1,436	6	300	14
7月	1,773	18	398	16
8月	1,620	4	329	18
9月	1,593	8	350	16
10月	1,567	14	340	15
11月	1,755	7	397	18
12月	1,614	5	355	11
1月	1,476	6	327	15
2月	1,762	14	432	16
3月	1,929	7	443	19
合計	19,563	111	4,310	187

④全館総計

	貸出冊数(点)	登録者数(人)	利用者数(人)
4月	59,582	206	15,271
5月	47,381	151	11,884
6月	49,983	204	12,443
7月	66,898	317	17,081
8月	59,887	238	15,423
9月	62,133	195	15,983
10月	61,786	182	15,901
11月	56,204	161	14,719
12月	53,879	133	13,798
1月	55,704	157	14,216
2月	58,052	179	15,134
3月	61,081	188	16,248
合計	692,570	2,311	178,101

※団体貸出、相互貸借を除く(8. 統計に別添)

※利用人数には、貸出延長を利用した 18,442 人を含む

その他のデータ

■利用登録者総数 54,671 人
(うち市在住登録者 47,091 人)
※団体貸出の登録者は除く

■市民への貸出冊数 610,652 点

■市民一人あたりの貸出冊数
5.9 点(一世帯あたり 14 点)

■市民の利用登録率 45.6%

■登録者一人あたりの貸出冊数
12.7 点

■蔵書回転率 2.5 回

■市民一人あたりの蔵書冊数
2.7 点(一世帯あたり 6.3 点)

■筑紫野市の人口 103,278 人
世帯 43,773 世帯
(平成 29 年3月 31 日現在)

6. 事業報告

①図書館事業

主催講座

日程	講座名、テーマ	講師	参加者
4/23	子どもの読書推進講演会 「なにができるかな」「しょうぼうじどうしゃじふた」	劇団道化	約 120 人
7/9	子どもと読書講座 夏のおたのしみ会「なつ なつ 夏！」	おはなしどんどん	約 90 人
7/15	ふれあい読書講座 「絵本から物語へ」	鈴木 研 氏	31 人
8/4	夏休み子ども教室 「アニマルペーパークラフト ぬって・作って・かぶっちゃう!？」	アートもん	22 人
9/15	文化講座 「もっと楽にもっと元気に生きる術」	トコ 氏	84 人
11/12	読書推進講演会 「絵本と鳥の巣のふしぎ」	鈴木 まもる 氏	62 人
12/10	子どもと読書講座 冬のおたのしみ会「ほかほか わくわく」	おはなしどんどん	約 90 人



子どもの読書推進講演会



子どもと読書講座 夏のおたのしみ会



文化講座

図書館見学

日程	学校名	人数
7/6	二日市小学校2年生	33人
10/12、10/13	二日市北小学校2年生	122人
10/19、10/20	原田小学校2年生	153人
10/25	山口小学校2年生	50人
11/8、11/9	二日市東小学校2年生	183人
11/29	山家小学校1、2年生	42人
3/9	阿志岐小学校2年生	40人

職場体験研修

日程	学校名	人数
2/15	福岡高等学園1年生	1人

図書館司書実習

日程	学校名	人数
9/6～9/16(10日間)	福岡女子短期大学	1人



館内を見学する児童の様子

②ブックスタート事業

ブックスタートとは、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動です。赤ちゃんとお母さんが、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけを届けます。筑紫野市では、絵本2冊をプレゼントしています。

日 時 毎月第3火曜日 13:30～15:00

場 所 集会室

対象者 市内在住の赤ちゃん(4ヶ月～1歳の誕生日まで)と、その家族

ブックスタート参加組数

(単位:組)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
62	61	72	39	38	73	79	63	48	38	69	49	691

筑紫野市ブックスタートボランティア

今年度は市内で活動する下記団体のボランティアさん 35 名に、読み聞かせや絵本の配布などのご協力をいただきました。

「赤ちゃんとおぼんのか まんまる」・「金のすず」・「にこにこくらぶ」・「はらっぱのか」・「読み聞かせグループ あおぞら」・「りんごの木」

またブックスタートボランティアを対象に、下記のとおり研修会を行いました。

	日程	内容
第1回	12/16	「赤ちゃんとお母さんにわらべうたの楽しさを伝えるために大切なこと」 (講師:児玉 敦子 氏)
第2回	2/7	「もこ もこもこ」の読み聞かせポイント解説・実演及びグループ練習 (講師:金のすず 原 敬子 氏) 平成 28 年度ブックスタート報告、平成 29 年度ブックスタート説明



③おはなし会

ボランティアによるおはなし会

団体名	活動日時・対象
金のすず	第2金曜日 11:00～／11:40～(乳児～) 第3水曜日 11:00～11:20(乳児～)、11:40～12:00(乳児～) 第2土曜日 11:00～11:30(小学生、12月から幼児～)
ぼん太	第1水曜日 11:30～12:00(乳児～)
赤ちゃんとおほの会 まんまる	第1金曜日 10:30～11:00(乳児～)、11:10～11:40(乳児～)
りんごの木	毎週火曜日 11:00～11:20(乳児～) 第2水曜日 11:00～11:20(乳児～)
にこにこらぶ	毎週日曜日 11:00～11:20(乳児～)

おはなしのじかん(司書によるおはなし会)

毎週土曜日 15:00～15:10(ちいくまちゃん)／15:15～15:30(おおくまちゃん)

第4水曜日 11:30～11:50(みるくまちゃん)

	みるくまちゃん	ちいくまちゃん	おおくまちゃん
対 象	乳児～	～4歳くらい	5歳くらい～
回 数	3回	45回	45回
参加人数	32人 (うち子ども19人)	449人 (うち子ども309人)	391人 (うち子ども288人)

④子どもの読書活動推進事業

今年度は現状把握のため、市内小中学校および読書関係のボランティアを対象とした子どもの読書活動推進計画に関するアンケートを実施し、関係課および小中学校には前年度の子どもの読書活動推進計画取組状況についての調査を行いました。

また啓発活動として、4月には「ちくしの子ども読書の日(毎月23日)」啓発のぼりとポスターを市内の関連施設、小中学校、保育所と幼稚園に配り、3月には市内小学校に県の補助事業「平成28年度子どもの読書活動充実事業」を利用して作成した「うちどく」啓発リーフレットを配布しました。

子どもの読書活動推進会議

	日程	内容
第1回	6/29	第二次筑紫野市子どもの読書活動推進計画について 平成28年度実施事業について
第2回	8/26	子どもの読書活動推進計画に関するアンケートの実施について 第一次子どもの読書活動推進計画の実施状況調査について 数値目標について
第3回	2/24	アンケート結果について 平成29年度計画について

子どもの読書活動推進担当者部会

	日程	内容
第1回	7/14	第二次筑紫野市子どもの読書活動推進計画について 平成28年度実施事業について
第2回	2/23	アンケート結果について 平成29年度計画について

小学生読書リーダー

活動	日程	内容
養成講座	7/21	図書館見学 講演①「読書の楽しさ・大切さについて」 (講師:市民図書館協議会委員 八尋 理恵 氏) 講演②「小学生読書リーダーの役割について」 (講師:市教育委員会指導主事 中尾 智浩 氏) 郷土ゆかりの詩人・安西均と「天拝古松」詩碑の紹介 司書業務体験(本の装備、ポップ作り)
	7/22	読み聞かせ体験(講師:金のすず) グループワーク「読書リーダーとして学校でしたいことを発表しよう」
報告会	12/3	講座終了後、各学校で行った活動を発表 読書リーダー認定証交付(1/18に記念品としてオリジナルバッジを配布)

7. 平成 28 年度決算

①歳入

(単位:円)

費目	金額	備考
電話料	2,930	
コピー料	132,900	
合計	135,830	

②歳出

(単位:円)

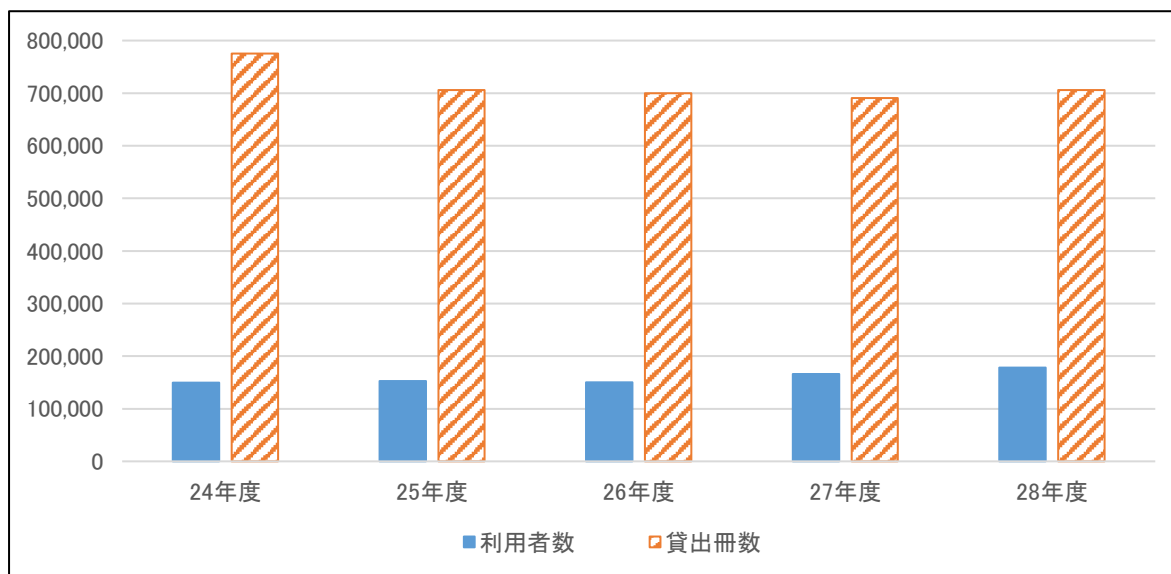
費目	金額	備考
図書館施設維持管理事業	16,335,575	
需要費	7,938,523	消耗品・光熱水費・修繕料
委託料	8,317,348	施設・設備関係各種保守点検業務委託
使用料及び賃借料	79,704	
図書館運営事業	78,530,658	
報酬	4,136,043	嘱託職員報酬、図書館協議会委員報酬
報償費	10,800	講師謝金
旅費	82,960	
需要費	2,568,927	消耗品費・燃料費・印刷製本費ほか
役務費	643,824	電話料・郵便料ほか
委託料	66,369,456	うち管理業務委託料 65,318,400 円
使用料及び賃借料	4,646,648	OA 機器借上料・通行料
負担金、補助及び交付金	72,000	日本図書館協会施設会員負担金ほか
図書・視聴覚資料購入事業	26,191,521	
需要費	3,217,144	消耗品費
委託料	2,876,174	書誌情報作成業務委託料ほか
備品購入費	20,098,203	図書等購入費
子どもの読書活動推進事業	198,876	
報償費	11,820	講師謝金
需要費	187,056	印刷製本費
職員給与	32,363,979	
給料	16,784,280	市職員給料
職員手当等	10,768,212	市職員手当
共済費	4,811,487	市職員共済費
合計	153,620,609	

8. 統計

①年度別利用者数・貸出数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
利用者数(人)	149,888	152,491	150,361	166,148	178,101
貸出冊数(点)	775,279	706,073	700,052	690,489	705,871

※平成24年度から26年度までは、団体貸出と相互貸借を含まない



②リクエスト

(単位: 件)

	カウンター	OPAC	WEB	携帯	合計
4月	1,419	397	1,378	48	3,242
5月	1,091	326	1,288	29	2,734
6月	1,455	439	1,443	34	3,371
7月	1,571	528	1,655	73	3,827
8月	1,339	541	1,547	70	3,497
9月	1,489	555	1,625	70	3,739
10月	1,403	560	1,465	98	3,526
11月	1,453	558	1,593	88	3,692
12月	1,569	460	1,491	59	3,579
1月	1,243	531	1,743	71	3,588
2月	1,388	586	1,597	67	3,638
3月	1,534	569	1,638	51	3,792
合計	16,954	6,050	18,463	758	42,225

③移動図書館車「つくしんぼ号」 地区別利用状況

(単位:人、点)

No.	ステーション	カバーできる地域	人口	貸出冊数
1	平等寺公民館	平等寺	309	0
2	美咲隣保館	美咲	396	642
3	北杉塚公民館	杉塚、都府楼団地	1,448	488
4	山口小学校	山口小学校区		479
5	むさしヶ丘公民館	むさしヶ丘団地	2,141	1,003
6	筑紫小学校	筑紫小学校区		940
7	筑紫南コミュニティセンター	原田	5,926	915
8	永岡隣保館	永岡	3,417	559
9	桜台公民館	桜台、常松、諸田	2,292	912
10	筑紫コミュニティセンター (ちくし台団地含む)	筑紫	3,757	1,277
11	天拝坂公民館	天拝坂	2,897	734
12	光が丘公民館	光が丘	3,581	1,246
13	隈公民館	隈	252	294
14	西小田公民館	西小田	367	553
15	馬市公民館	馬市	238	38
16	筑紫駅前通公民館	筑紫駅前通、若江	3,774	800
17	下見公民館	下見一	1,106	338
18	岡田隣保館	岡田	2,006	545
19	牛島公園	牛島	1,118	834
20	葉光が丘パピリオン葉光	西吉木	523	311
21	阿志岐小学校	阿志岐小学校区		416
22	上阿志岐西公民館	上阿志岐東、上阿志岐西、中阿志岐	1,625	241
23	山家コミュニティセンター	山家3・中央・6・7・8・9区	2,373	347
24	宮の森団地第2公園	宮の森団地、ゴルフ場団地	1,451	416
25	みかさ台公民館	みかさ台団地	981	301
26	吉木小学校	吉木小学校区		491
27	東吉木公民館	東吉木	1,828	117
28	大石公民館	大石	224	85
29	山家小学校	山家小学校区		677
30	袖須原公民館	袖須原	47	164
31	山家2区公民館	山家2区	61	186
32	山家1区公民館	山家1区	78	50
33	京町児童センター	京町	4,296	417
34	美しが丘北公民館	美しが丘北	3,486	218
35	筑紫東小学校	筑紫東小学校区		804
36	美しが丘南公民館	美しが丘南	4,869	668
37	原田小学校	原田小学校区		994
38	都坂集会所	原	965	63
合計				19,563

④相互貸借

(単位:冊)

館名	貸出	借受	館名	貸出	借受	館名	貸出	借受
朝倉市あさくら図書館	3	0	北九州市立門司図書館	6	0	福岡市早良図書館	10	0
朝倉市中央図書館	19	25	北九州市立八幡図書館	9	0	福岡市城南図書館	13	0
芦屋町図書館	2	1	北九州市立若松図書館	4	0	福岡市西部図書館	11	0
飯塚市立飯塚図書館	32	35	久留米市立北野図書館	6	0	福岡市総合図書館	51	31
飯塚市立庄内図書館	7	0	久留米市立城島図書館	3	0	福岡市中央図書館	11	0
飯塚市立ちくほ図書館	1	0	久留米市立田主丸図書館	3	0	福岡市西図書館	7	0
飯塚市立穎田図書館	1	0	久留米市立中央図書館	44	49	福岡市博多図書館	6	0
飯塚市立穂波図書館	11	0	久留米市立三潨図書館	5	2	福岡市博多南図書館	17	0
糸島市図書館	35	16	桂川町立図書館	3	1	福岡市東図書館	26	0
糸田町図書館	1	0	古賀市立図書館	26	9	福岡市南図書館	17	0
うきは市立図書館	10	14	篠栗町立図書館	31	0	福岡市和白図書館	10	0
宇美町立図書館	16	10	志免町立町民図書館	11	11	福智町中央公民館図書室	2	0
大川市立図書館	6	1	新宮町立図書館	17	4	福津市立図書館	33	31
大木町図書・情報センター	5	1	須恵町立図書館	3	2	豊前市立図書館	2	14
大野城まどかびあ図書館	235	96	添田町立図書館	5	1	水巻町図書館	7	5
大牟田市立図書館	39	22	田川市立図書館	9	11	みやこ町勝山図書館	6	0
岡垣サンリーアイ図書館	17	2	太刀洗町立図書館	1	2	みやこ町犀川図書館	1	0
小郡市立図書館	64	26	太宰府市民図書館	106	112	みやこ町中央図書館	3	10
遠賀町立図書館	10	5	筑後市立図書館	7	4	みやま市立図書館	8	6
春日市民図書館	132	143	築上町図書館	0	1	宮若市立図書館	25	19
粕屋町立図書館	6	2	筑前町めるくばーる図書館	1	0	宗像市民図書館	74	1
嘉麻市立稲築図書館	9	0	筑前町コスモス図書館	8	10	柳川市立図書館	58	24
嘉麻市立碓井図書館	4	0	那珂川町図書館	164	60	八女市立図書館	2	10
嘉麻市立嘉穂図書館	1	6	中間市民図書館	24	1	行橋市立図書館	19	30
嘉麻市立山田図書館	13	2	直方市立図書館	20	11	県外図書館	36	6
川崎町立図書館	1	0	博多駅地区土地区画整理記念会館	5	0	県内大学・専門図書館	1	0
苅田町立図書館	14	0	久山町民図書館	2	0			
北九州市立八幡西図書館	18	0	広川町立図書館	2	0			
北九州市立中央図書館	66	101	福岡県立大学附属図書館	1	3			
北九州市立戸畑図書館	13	0	福岡県立図書館	98	273			
合計							1,871	1,262

⑤広域利用

		登録者数(人)	利用者数(人)	貸出冊数(点)
県内	太宰府市	179	12,070	47,950
	大野城市	44	2,747	10,405
	春日市	17	898	2,973
	那珂川町	5	37	131
	福岡市	40	1,824	6,721
	宗像市	0	4	5
	古賀市	1	38	119
	宇美町	3	78	257
	篠栗町	2	6	11
	志免町	2	175	474
	須恵町	1	44	151
	新宮町	0	1	1
	久山町	0	0	0
	粕屋町	0	21	43
	糸島市	1	46	158
	福津市	0	64	115
	小郡市	53	1,113	4,391
	筑前町	13	373	1,162
	その他福岡県	6	457	1,818
県外	佐賀県	2	224	947
	その他	12	210	674
合計		381	20,430	78,506

⑥レファレンス

(単位:件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
11	10	20	20	17	12	18	16	12	16	11	18	181

※クイックレファレンス(すぐに回答できた質問)は除く



⑦団体貸出

利用団体 53 団体(うち小学校9校、中学校3校、特別支援学校1校)

貸出総数 11,430 点(紙芝居舞台などの備品含む)

市内学校(五十音順)

(単位:点)

団体名	冊数	団体名	冊数	団体名	冊数
阿志岐小学校	18	筑紫東小学校	30	二日市小学校	40
筑山中学校	31	天拝小学校	274	山家小学校	528
筑紫小学校	100	原田小学校	12	吉木小学校	1
筑紫野中学校	96	福岡高等学園	204		
筑紫野南中学校	21	二日市北小学校	56		
				合計	1,411

ボランティア団体、地域文庫など

(単位:点)

団体名	冊数	団体名	冊数	
読み聞かせグループ あおぞら	8	鳥居町子ども会	5	
朝倉街道保育園	277	はらっぱの会(筑紫野南コミセン)	2,003	
あしきおはなし会	7	原田家庭文庫	164	
拡大写本うさぎ	2	原田学童保育所	990	
北杉塚文庫	541	光が丘幼児園	3	
京町保育所	1	二日市北小学校 放課後児童クラブ	316	
高齢者・子育て支援福祉会	5	二日市小学童保育所 ちびっこクラブ	35	
子育て支援センター	2	二日市東小学童 風の子クラブ	340	
朗読ボランティア さくら会	1	二日市保育所	4	
筑紫野市さるびあ学園	562	筑紫野ブックトークエンジョイ会	29	
下見保育所	4	宝満ラポール原田	102	
筑紫野市シルバー人材センター	3	赤ちゃんとえほんの会まんまる	2	
託児所 なでしこ	5	まんまるスマイル	2	
筑紫小学校成人教育図書委員会	13	みかさすくすく	6	
筑紫野中央幼稚園	1	みかさ台文庫	1,014	
筑紫東小学童保育所(指導員)	15	みんなのうた 有料老人ホーム	5	
筑紫東小学童保育所(保護者)ひまわりキッズ	450	武蔵子ども会	3	
つくし文庫(牧病院)	1,428	やまえ文庫	903	
天拝小学童保育所 スマイルキッズ	561	山口小学校学童保育所 わんぱくクラブ	100	
デイサービスセンター 陽だまり	95	山口小学校読み聞かせボランティア	12	
			合計	10,019

⑧月別利用状況(詳細)

本館

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
貸出冊数(点)	図書	一般	34,893	28,196	29,615	37,612	33,821	37,291	36,567	32,858	31,690	33,375	34,602	35,676	406,196
		児童	15,016	11,920	12,734	19,567	17,636	15,690	16,027	14,650	13,826	14,267	14,722	15,862	181,917
		雑誌	3,508	2,681	2,563	3,248	2,957	3,166	3,306	2,986	2,896	2,644	2,712	2,941	35,608
	視聴覚資料	CD	3,234	2,517	2,750	3,563	2,846	3,247	3,228	2,899	2,838	2,891	3,148	3,504	36,665
		ビデオテープ	21	18	8	5	6	7	11	5	5	7	6	6	105
		カセットテープ	13	11	9	4	21	16	8	4	4	5	6	3	104
		DVD	1,078	819	868	1,126	980	1,123	1,072	1,047	1,006	1,039	1,094	1,160	12,412
	合計		57,763	46,162	48,547	65,125	58,267	60,540	60,219	54,449	52,265	54,228	56,290	59,152	673,007
	利用者数(人)		14,889	11,627	12,143	16,683	15,094	15,633	15,561	14,322	13,443	13,889	14,702	15,805	173,791
	登録者数(人)		192	143	198	299	234	187	168	154	128	151	165	181	2,200

移動図書館「つくしんぼ号」

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
貸出冊数(点)	図書	一般	963	691	807	903	784	855	749	964	824	837	922	1,031	10,330
		児童	741	444	536	749	725	585	709	658	663	523	728	731	7,792
		雑誌	112	78	92	111	108	145	105	128	121	112	104	156	1,372
	視聴覚資料	CD	2	3	1	8	2	7	2	4	4	4	3	8	48
		ビデオテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		カセットテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		DVD	1	3	0	2	1	1	2	1	2	0	5	3	21
	合計		1,819	1,219	1,436	1,773	1,620	1,593	1,567	1,755	1,614	1,476	1,762	1,929	19,563
	利用者数(人)		382	257	300	398	329	350	340	397	355	327	432	443	4,310
	登録者数(人)		14	8	6	18	4	8	14	7	5	6	14	7	111

全館

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
貸出冊数(点)	図書	一般	35,856	28,887	30,422	38,515	34,605	38,146	37,316	33,822	32,514	34,212	35,524	36,707	416,526
		児童	15,757	12,364	13,270	20,316	18,361	16,275	16,736	15,308	14,489	14,790	15,450	16,593	189,709
		雑誌	3,620	2,759	2,655	3,359	3,065	3,311	3,411	3,114	3,017	2,756	2,816	3,097	36,980
	視聴覚資料	CD	3,236	2,520	2,751	3,571	2,848	3,254	3,230	2,903	2,842	2,895	3,151	3,512	36,713
		ビデオテープ	21	18	8	5	6	7	11	5	5	7	6	6	105
		カセットテープ	13	11	9	4	21	16	8	4	4	5	6	3	104
		DVD	1,079	822	868	1,128	981	1,124	1,074	1,048	1,008	1,039	1,099	1,163	12,433
	合計		59,582	47,381	49,983	66,898	59,887	62,133	61,786	56,204	53,879	55,704	58,052	61,081	692,570
	団体貸出		436	240	2,153	848	146	1,221	1,675	159	1,357	726	1,476	993	11,430
	相互貸借		156	144	176	174	205	182	184	221	44	26	138	221	1,871
総計		60,174	47,765	52,312	67,920	60,238	63,536	63,645	56,584	55,280	56,456	59,666	62,295	705,871	
利用者数(人)		15,271	11,884	12,443	17,081	15,423	15,983	15,901	14,719	13,798	14,216	15,134	16,248	178,101	
登録者数(人)		206	151	204	317	238	195	182	161	133	157	179	188	2,311	

○筑紫野市立図書館設置条例

(平成2年3月31日条例第15号)

改正 平成9年12月25日条例第36号平成11年3月12日条例第1号

平成11年6月28日条例第14号平成23年3月24日条例第4号

平成24年3月27日条例第7号 平成24年12月28日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に定める図書館奉仕を行うため図書館を設置し、もって市民等の利用者(以下「利用者」という。)の教養、調査研究、レクリエーションに資することにより文化の発展に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
筑紫野市民図書館	筑紫野市二日市南一丁目9番2号

(構成)

第3条 図書館は、本館及び移動図書館をもって構成する。

(職員)

第4条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(入館の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 管理上必要な指示又は指導に従わない者
- (2) 管理上支障があると認められる者

(使用の許可)

第6条 図書館の施設(集会室に限る。以下「集会室」という。)を使用しようとするものは、筑紫野市教育委員会規則で定めるところにより、筑紫野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可に際し、必要な条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものについては、第1項の許可をしないことができる。
 - (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのあるもの
 - (2) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められるもの
 - (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団

員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- (4) 暴力団員が役員となっているもの
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与しているもの
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの
- (6) その他使用させることにより、当該集会室の設置目的に照して、管理運営上支障があると認められるもの
(目的外使用及び譲渡等の禁止)

第7条 集会室の使用について許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用許可の条件を変更するものとする。

- (1) 使用者が、使用に関する規定若しくはそれらに基づいて発せられる指示に違反したとき又は粗暴な若しくはけん騒な行為等により使用上の秩序を乱し、又は乱すおそれのあるとき。
- (2) 使用者が、集会室を損傷し、又は損傷させるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が、第6条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りの申請により使用許可を受けたとき。
- (5) 公の行事、改装工事その他の事由により教育委員会において集会室の使用を停止する必要があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(利用者の管理義務)

第9条 利用者は、利用期間中その利用に係る図書館の施設、設備及び図書館資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償等)

第 10 条 利用者がその責めに帰すべき理由により、図書館の施設、設備又は図書館資料を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(協議会の設置)

第 11 条 法第 14 条及び第 16 条の規定に基づき筑紫野市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の委員)

第 12 条 教育委員会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに識見を有する者のうちから協議会の委員を委嘱する。

2 協議会は、8 人以内の委員をもって組織する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 13 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、協議会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 14 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(報酬及び費用弁償)

第 15 条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 30 年筑紫野町条例第 22 号)で定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成 3 年筑紫野市条例第 37 号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

(庶務)

第 16 条 協議会の庶務は、教育部文化情報発信課において行う。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 12 月 25 日条例第 36 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 12 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑紫野市役所の位置を定める条例等の規定は、平成 11 年 2 月 13 日から適用する。

附 則(平成 11 年 6 月 28 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑紫野市公の施設の設置及び管理に関する条例等の規定は、平成 11 年 3 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日条例第 4 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日条例第 7 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 20 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○筑紫野市立図書館設置条例施行規則

(平成 22 年 12 月 1 日教育委員会規則第 14 号)

改正 平成 23 年 3 月 24 日教育委員会規則第 6 号 平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号
平成 23 年 5 月 24 日教育委員会規則第 13 号平成 24 年 3 月 29 日教育委員会規則第 8 号
平成 24 年 12 月 4 日教育委員会規則第 13 号平成 25 年 12 月 3 日教育委員会規則第 8 号
平成 26 年 2 月 28 日教育委員会規則第 2 号

筑紫野市民図書館運営規則(平成 2 年筑紫野市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑紫野市立図書館設置条例(平成 2 年筑紫野市条例第 15 号)第 17 条の規定に基づき、筑紫野市民図書館(以下「図書館」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 図書館に、次の職員を置くことができる。

- (1) 館長
- (2) 課等の長補佐
- (3) 係長
- (4) 主任主査
- (5) 主査
- (6) 主任
- (7) 主事
- (8) 主事補
- (9) 司書
- (10) 技師
- (11) 司書補
- (12) 技師補
- (13) その他必要な職員

(職務)

第 3 条 館長は、教育長の命を受け、図書館の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課等の長補佐は、館長の指示する事務を処理するとともに職務を補佐する。
- 3 係長は、上司の命を受け担当事務又は業務を処理し、所属職員を指揮する。
- 4 主任主査は、上司の命を受けて特に高度な担当業務を掌理する。
- 5 主査は、係長を補佐し所管の担当を掌理する。
- 6 司書は、上司の命を受け、図書館の専門的業務に従事する。

7 前各項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け分掌する事務を処理する。

(事業)

第4条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第3条第1号に掲げる必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存すること。
- (2) 図書館資料を市民等の利用に供し、及びその利用のための相談に応じること。
- (3) 読書会、研究会、講演会、展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- (4) 学校、博物館、公民館、研究所等類縁機関と連絡し、協力すること。
- (5) 他の図書館、国立国会図書館等と連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (6) 移動図書館の運営に関すること。
- (7) 集会室の使用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか図書館の目的達成に必要な事業に関すること。

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時(金曜日及び土曜日は午後8時)までとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、除く。
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで
- (3) 図書整理日(毎月最終水曜日)
- (4) 特別整理期間(毎年10日以内で、館長が定める期間)

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、臨時に休館、又は開館をすることができる。

(利用者の遵守事項)

第7条 図書館を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書館の施設、設備、備品又は図書館資料を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 館内で飲食をし、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (4) 許可なくして物品を販売し、若しくは展示し、又はこれに類する行為をしないこと。
- (5) 図書館の施設、設備、備品及び図書館資料の利用を終えたときは、これをもとの状態に復し、又は所定の場所に返還すること。
- (6) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。

(利用の制限)

第8条 館長は、この規則及び館長の指示に違反した者については、図書館資料の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

(損害の弁償)

第9条 図書館の施設、設備、備品及び図書館資料を汚損し、破損し、又は紛失したときは、館長の指示に従い現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、館長が公的機関の発行する証明書等により天災その他の避けられない事由があると認めるときは、弁償を免除することができる。

(図書館資料の貸出対象者)

第10条 図書館資料の貸出を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 筑紫野市に住所を有する者
 - (2) 筑紫野市に通勤し、又は通学する者
 - (3) 図書館の施設の相互利用に関する協定を締結した市町の住民
 - (4) 前3号に規定する者のほか、館長が特に必要と認める者
- 2 筑紫野市内の地域読書グループ、教育機関等を中心として主体的に読書活動を行うもの(以下「団体等」という。)に対し、図書館資料の貸出を行うことができる。
- 3 前項に規定する団体等は、次の各号のいずれにも該当する団体等とする。
- (1) 市民の読書活動の推進に寄与すると認められる団体等であること。
 - (2) 団体等としての活動が確かであり、その運営が適正に行われていると認められる団体等であること。
 - (3) 営利を目的とする活動を行う団体等でないこと。

(登録手続等)

第11条 図書館資料の貸出を受けようとする者及び団体等は、図書館利用カード申込書(様式第1号)を館長に提出して、登録をしなければならない。この場合において、名前、住所を確認することができるものを提示しなければならない。

2 団体等にあつては団体等登録届出書(様式第2号)を館長に提出しなければならない。

- 3 前項の団体等登録の有効期間は、届出をした日からその日の属する年度の末日までとする。
- 4 第1項又は第2項の規定による登録を行ったもの(以下「登録利用者」という。)に対して、図書館利用カード(様式第3号。以下「利用カード」という。)を交付するものとする。
- 5 利用カードを紛失したとき、又は図書館利用カード申込書に記載した内容に変更が生じたときは、図書館利用カード紛失・変更届(様式第4号)を、速やかに、館長に届け出なければならない。この場合において、名前、住所を確認することができるものを提示しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用カードを登録利用者以外のものが使用したことによって、図書館に損害が生じたときは、登録利用者は、当該損害を賠償する責任を負う。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(登録の取消し)

第13条 館長は、登録利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の登録を行い、又は利用カードを他人に譲渡し、若しくは転貸する等の不正行為があったとき。
- (2) 図書館資料の貸出期間から1年を超えて返却しないとき。
- (3) 3年以上の長期にわたり、図書館資料の貸出を受けていないとき。

(貸出の手続)

第14条 登録利用者が図書館資料の貸出を受けようとするときは、利用カードを提示しなければならない。ただし、名前及び住所を確認することができるものを提示し、登録利用者であることが確認できるときは、この限りでない。

(貸出の制限)

第15条 次の各号のいずれかに該当する図書館資料は、特に館長が認める場合を除き、貸出をしないものとする。

- (1) 図書館資料のうち参考図書
- (2) 図書館資料のうちレーザーディスク、コンパクトディスクリードオンリーメモリー
- (3) 図書館資料のうち館内視聴用ビデオテープ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に重要な図書館資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、貸出が不相当と認められるもの

(貸出冊数及び期間)

第16条 図書館が登録利用者に貸出をすることができる図書館資料は次に掲げるものとし、その数及び貸出期間は別表第1のとおりとする。

- (1) 図書、雑誌及び録音図書(以下「図書資料」という。)
- (2) 紙芝居
- (3) 大型絵本
- (4) ビデオテープ(前条第3号に規定するビデオテープを除く。)、コンパクトディスク、カセットテープ及びデジタルバーサタイルディスク(以下「貸出用視聴覚資料」という。)

2 図書館が団体等に貸出をすることができる図書館資料は次に掲げるものとし、その数及び貸出期間は別表第2のとおりとする。

- (1) 図書及び紙芝居
- (2) 大型絵本、大型紙芝居、パネルシアター、エプロンシアター、おはなし組木及び布絵本

3 前2項に係る貸出期間は、貸出をした日から起算し、移動図書館では次の巡回日までとする。

4 第1項第1号及び第2号に規定する図書館資料の貸出期間の延長は、当該図書館資料に予約がない限り、返却日から15日までを限度として、貸出を継続することができる。ただし、貸出期間の延長は、その期間内に申出があったものに限る。

5 図書館資料の貸出の数及び貸出期間は、館長が特に必要と認めるときは、これを別に指定することができる。

(図書館資料の予約等)

第17条 図書館は、図書館資料の予約については、図書資料は10冊以内、貸出用視聴覚資料は1点を限度として受け付けることができる。

2 前項の受渡し期間は、通知の日から起算して7日以内とする。

(図書館資料の返却)

第18条 図書館資料の貸出を受けたものは、返却期限までに図書館(移動図書館を含む。)から貸出を受けた図書館資料を返却しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、休館日又は閉館時間において図書資料及び紙芝居を返却する場合は、図書館が設置した返却専用ポストに入れることにより行うことができる。ただし、図書館が利用者の求めに応じて他の図書館等から借用して利用者に提供した図書等その他館長が特に必要と認める図書資料は、この限りでない。

(返却期限経過後の返却に対する措置)

第19条 返却期限を経過してもなお登録利用者が図書館資料を返却しないときは、館長は当該図書館資料の返却を催告するものとする。

2 館長は、貸出期間の返却日の翌日から起算して20日を超えて図書館資料を返却しない登録利用者に対しては、図書館資料の貸出を一時停止することができる。

る。ただし、館長が返却の遅延に関しやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(図書資料の複写)

第 20 条 図書館所蔵の図書資料の複写は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 3 1 条に規定する範囲内において、これを行うことができる。

2 複写できる図書資料は、図書館所蔵又は相互貸借で借り受けした資料で、法第 2 条に規定する貸出をした他の図書館が複写を明示的に禁止しているもの以外とし、複写を希望するものは館長に申し込まなければならない。

3 前項の複写に要する費用は、利用者の負担とし、別表第 3 のとおりとする。

(移動図書館)

第 21 条 移動図書館は市内を巡回して、図書館資料の貸出その他の図書館奉仕を行うものとする。

(図書館資料の寄贈及び寄託)

第 22 条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄贈された図書館資料は、図書館の所有に帰属し、寄託された図書館資料の取扱いは、図書館の所有に属する資料の取扱いの例による。

(経費の負担)

第 23 条 寄託された図書館資料に要する経費は、原則として寄託者の負担とする。

(寄託図書館資料の返還)

第 24 条 寄託された図書館資料は、寄託者からの請求があったとき、又は館長が必要と認めるときは、これを返還することができる。

(免責)

第 25 条 寄託を受けた図書館資料が、天災その他の避けられない事由により滅失し、又は損傷した場合は、図書館はその責めを負わないものとする。

(集会室の使用)

第 26 条 集会室は、第 4 条に規定する図書館活動の一環として、図書館が主催して行う読書会、研究会、講演会、展示会等に使用する。

2 集会室は、市内に所在する文庫又は読書サークル等図書館の活動に関連のある諸団体が行う行事にも使用することができる。

(使用の条件)

第 27 条 前条第 2 項に規定する団体で集会室を使用できるものは、その使用目的が次に掲げる条件に該当し、かつ、代表者を有するものとする。

- (1) 適正な活動計画を有し、図書館の活動に寄与するものであること。
- (2) 特定の宗教活動を支持し、又は反対するための使用ではないこと。
- (3) 営利を目的とするための使用ではないこと。

(使用の手続)

第 28 条 集会室を使用しようとするものは、筑紫野市民図書館集会室使用許可申請書(様式第 5 号)により筑紫野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。ただし、年度を通して定期的に使用しようとするものは、あらかじめ年度当初に筑紫野市民図書館集会室定期使用許可申請書(様式第 6 号)により教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、筑紫野市民図書館集会室使用可否決定通知書(様式第 7 号)又は筑紫野市民図書館集会室定期使用可否決定通知書(様式第 8 号)により当該申請者に通知しなければならない。
(補則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 24 日教育委員会規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 4 日教育委員会規則第 13 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 3 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 28 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 16 条関係)

図書館資料名	貸出冊(点)数	貸出期間
図書資料及び紙芝居	合計 10 冊(点)以内	15 日以内
大型絵本	1 点	
貸出用視聴覚資料	3 点以内	

別表第 2(第 16 条関係)

図書館資料	貸出冊(点)数	貸出期間
図書及び紙芝居	合計 500 冊(点)以内	4 箇月以内
大型絵本	2 点以内	15 日以内
大型紙芝居	2 点以内	
パネルシアター	2 点以内	
エプロンシアター	1 点	
おはなし組木	1 点	
布絵本	1 点	

別表第 3(第 20 条関係)

区分		単位	金額
電子複写式複写(白黒)	A3、B4、A4 及び B5	1 枚	10 円
電子複写式複写(カラー)	A3、B4、A4 及び B5	1 枚	50 円

様式第 1 号(第 11 条関係)
図書館利用カード申込書

様式第 2 号(第 11 条関係)
団体等登録届出書

様式第 3 号(第 11 条関係)
図書館利用カード

様式第 4 号(第 11 条関係)
図書館利用カード紛失・変更届

様式第 5 号(第 28 条関係)
筑紫野市民図書館集会室使用許可申請書

様式第 6 号(第 28 条関係)
筑紫野市民図書館集会室定期使用許可申請書

様式第 7 号(第 28 条関係)
筑紫野市民図書館集会室使用可否決定通知書

様式第 8 号(第 28 条関係)
筑紫野市民図書館集会室定期使用可否決定通知書

発行日 平成29年11月

編集・発行 筑紫野市民図書館

〒818-0057 筑紫野市二日市南1丁目9番2号

TEL 092-928-4343

URL <http://www.chikushino-city-library.jp/>